

In depth

A look at current financial reporting issues

2020年10月9日(2021年4月19日)

In depth No. 2020-06

金利指標改革についてのIFRS第9号、IAS第39号、IFRS第7号、IFRS第4号およびIFRS第16号に対する修正(フェーズ2)に関する実務ガイド

FAQ 2.9—変動対変動のクロスカレンシー金利スワップに対して、フェーズ2の救済措置をどのように適用するか

背景

一部の法域では、リスク・フリー・レート(RFR)が、これまでの銀行間取引金利(IBOR)に置き換わる予定です。しかし、他の法域では、予見可能な将来にわたり、RFRがこれまでのIBORと同時に存在する見込みです(すなわち、二重金利制度)([FAQ 2.8—フェーズ2の修正は、「二重金利」\(dual rate\)制度に適用されるか](#)(和訳は[こちら](#))をご参照ください)。

企業は、変動金利から変動金利へのクロスカレンシー金利スワップ(CCIRS)など、複数通貨の参照金利を有する金融商品の相手方となる場合があります。その場合、1つ目のレグは強制停止の対象となる金利を参照しているが、2つ目のレグは当該金利を参照していない可能性があります。このような状況において、企業は、(IBORがRFRに比べて銀行間信用プレミアムを上乗せしていることから生じる)追加的なベースリスクの導入を回避するために、スワップの両方のレグを移行させる可能性があります。最初のレグのみがRFRに移行された場合には、追加的なベースリスクが生じます。

質問

1つ目のレグは強制停止の対象となる金利を参照するが、2つ目のレグは予見可能な将来にわたり代替的なRFRと同時に存在することが見込まれる金利を参照する場合、企業は、フェーズ2の救済措置を変動金利から変動金利へのCCIRSにどのように適用しますか。

回答

このような移行は、事実および状況に応じて、IFRS第9号第6.9.1項に従い、「金利指標改革の直接の結果として要求されている」とみなすことが可能です。このような移行がフェーズ2の救済措置の範囲に含まれることを示す指標には、以下が含まれます。

- 1つ目のレグを単独で見た場合、「金利指標改革の直接の結果として要求されている」とみなされる([FAQ 2.1—「金利指標改革の直接の結果として要求されている」とは](#)(和訳は[こちら](#))をご参照ください)。
- 各レグの契約上のキャッシュ・フローの決定の新しい基礎は、従前の基礎と経済的に同等である([FAQ 2.2—「経済的に同等」とは](#)(和訳は[こちら](#))をご参照ください)。
- 2つ目のレグが移行するRFRは、特定の法域における主要な「フォールバック」レートである([FAQ 2.8—フェーズ2の修正は「二重金利」\(dual rate\)制度に適用されるか](#)(和訳は[こちら](#))をご参照ください)。
- 各レグの移行は合理的な期間内に行われ、金利指標改革に関連していることが明らかである

上記の指標が存在する場合、(以前には存在しなかった)ベースリスクの導入が回避されるため、スワップの条件変更は(1)金利指標改革の直接の結果として要求されており、(2)経済的に同等な基礎に基づいて行われる、とみなすことが可能です。

© 2021 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.



In depth

当該和訳は、英文を翻訳したものです。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。